

静岡県告示第224号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月22日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
韮山伊豆長岡 修善寺線	伊豆の国市神島字山ヶ下1036番の3から 伊豆の国市神島字南洞1657番の10まで	令和6年3月22日

=====

静岡県告示第225号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月22日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
原木沼津線	駿東郡清水町徳倉字梅田1552番の3から 駿東郡清水町徳倉字梅田1553番の17まで	令和6年3月22日

=====

静岡県告示第226号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月22日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川浜岡線	掛川市葛川字道下345番の6から 掛川市葛川字山崎451番の12まで	令和6年3月22日

掛川市葛川字山崎481番の8